

農地を相続したときは・・・

① 法務局で登記手続きを行きましょう

令和6年4月1日から

相続登記の申請が**義務化**されます！

- ・ 相続人は、相続で不動産（土地・建物）の所有権を取得したことを知った日から**3年以内の相続登記の申請が義務づけられます**（令和6年4月より前に発生した相続でも相続登記されていないものは対象）
- ・ 正当な理由がなく登記の申請をしない場合、**10万円以下の過料**を科されることもあります
- ・ 3年以内に遺産分割が成立しない場合は、相続登記の申請義務を簡単に行えるよう「相続人申告登記」制度が設けられます

詳しい内容はこちらをご覧ください ⇒



▶ 相続登記の手続きは、
不動産がある法務局 に申請してください

お近くの司法書士にもご相談できます

登記手続き案内は予約制で行っています



甲府地方法務局 登記部門
〒400-8520 山梨県甲府市丸の内一丁目1番18号
TEL 055-252-7151
【音声ガイダンス2】



② 農業委員会に届出をお願いします

- ・ 相続などにより農地の権利を取得した場合、農地のある市町村農業委員会に届出をしてください
- ・ 届出をしない場合、**10万円以下の過料**を科されることもあります

▶ 農地がある市町村の
農業委員会 にご相談ください

※ 農業委員会は農地の権利取得をきちんと把握し、農地が適切に利用されるように活動します



南アルプス市農業委員会 TEL 055-282-6438